平成２９年（フ）第２１８号
横浜市神奈川区子安台２丁目８番30号　コーポハイネ201号
債務者　肥後　るみ
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２０号
横浜市港南区日野５丁目20番９号　リバーサイド日野403
債務者　金子　麻子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２５号
神奈川県藤沢市葛原2428番地
債務者　多田　信一
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６号
沖縄県沖縄市比屋根１丁目11番10号
債務者　洲鎌あかね
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第２１号
神奈川県綾瀬市寺尾北１丁目９番６－101号
債務者　佐藤　純子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４７号
横浜市泉区下和泉３丁目６番29号
債務者　羽田野敏栄
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１３１３号
さいたま市見沼区東大宮４丁目27番地11フラワーハイツⅠ１階Ｂ号室
破産者　株式会社華唐
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２７５号
群馬県渋川市伊香保町伊香保105番地
破産者　有限会社東栄館
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第４７９号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町４丁目２番16号
破産者　株式会社ライフデザイン
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５５０号
埼玉県入間郡毛呂山町目白台２丁目25番地９
破産者　スギヤマ技研株式会社
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１８７９号
青森県上北郡東北町旭南３丁目471－２　吉田方、開始決定時の住所東京都中央区佃２丁目１－２－910
破産者　山本　　実
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０９９号
東京都練馬区石神井町５－９－24　ハイム寿々木103、開始決定時の住所東京都世田谷区松原６丁目39－７
破産者　高崎　　昇
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４６号
東京都小金井市中町１丁目14番35－402号
破産者　株式会社インフィニックス
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５４７号
東京都小金井市中町１丁目14番35－402号
破産者　株式会社パンドラス
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２３２５号
横浜市南区六ツ川２丁目105番地１サングレイス弘明寺壱番館501号
破産者　有限会社エクステリア野口
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３１号
神奈川県足柄上郡開成町中ノ名149番地
破産者　株式会社鈴木化成
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６２４号
静岡県島田市阿知ケ谷412番地の１
破産者　株式会社ヨシテック
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９２３号
愛知県東海市加木屋町石田74
破産者　有限会社マキシム
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９９８号
京都市山科区竹鼻竹ノ街道町11番地　スタービル308号
破産者　株式会社大同建設
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係